

# 徳島県単独治山事業について

## 第1 目 的

- (1) 荒廃山地，荒廃危険山地の復旧・整備及び水資源のかん養，生活環境の保全・形式等を図るための森林の総合的な整備を要するもののうち，国庫補助の採択基準に満たない小規模な事業について，国庫補助事業と併行し，計画的な治山事業を施行することにより，県土の保全と民心の安定を図る。
- (2) 山地災害危険区域内で危険区域の表示及び住民に災害発生の予知ならびに情報の伝達を図り，警戒避難体制を確立するため標示板，雨量計，警報機を設置する。
- (3) 被災後の緊急的な措置として，人家又は公共施設等に二次災害の被害を及ぼす恐れがある被災地において，溪流等に堆積，滞留した土砂，流木等の緊急撤去工事及びそれらの緊急流出防止工事等を行い，二次災害の防止を図る。
- (4) 地震動により，人家又は公共施設等に直接被害を与えると認められるもので，山地災害の防止を目的とした落石の防止，土砂の流出防止，避難路の整備等を行い，震災対策を図る。
- (5) 山間奥地の施工現場において，通信環境等の基礎調査及び通信基盤の実証を行うことにより，治山工事におけるICTの導入促進を図る。
- (6) 豪雨等により，溪流内，山腹内に堆積した流木が流出した場合，公共施設等に直接被害を与えると認められるもので，流木の除去等を行い，潜在的な危険性の軽減を図る。
- (7) 治山ダム上流部に異常堆積している土砂が，次期降雨により人家又は公共施設等に直接被害を及ぼす恐れのあるもので，緊急的に浚渫（土砂等の除去・処分・樹木伐採等含む）を行い，土砂災害の未然防止を図る。
- (8) 経年劣化により，機能が低下した治山施設及び地すべり防止施設において，機能強化・老朽化対策を行うことにより，既存施設の長寿命化を図る。

## 第2 事業の範囲等

県単治山事業の範囲の基準は，次表の通りとする。

事業区分	採 択 基 準	負 担 割 合		事業主体
		県	市町村	
(1) 荒廃地復旧治山事業	(1) 国庫補助の対象とならない荒廃山地及び水源山地等の復旧・整備を図るもののうち，人家又は公共施設等に被害を与えると認められるもの。(山地災害危険地区に指定されている，若しくは指定される予定のものに限る) (2) その他知事が特に必要と認めるもの。	1 / 2 以内	1 / 2 以上	市町村
(2) 国庫補助治山関連事業	国庫補助治山事業を実施するために必要を生じた事業で国庫補助の対象とならないもの又は治山施設（地すべり防止施設を含む。）の維持管理上必要な事業若しくは維持補修により相当の機能回復が期待できるもの。	1 0 / 1 0	—	県
(3) 生活環境保全林等整備事業	生活環境保全機能等を高度に発揮させたための森林の造成及び森林の多面的利用を図るための施設で，国庫補助の対象とならないもの。	1 0 / 1 0 1 / 2 以内	— 1 / 2 以上	県 市町村

事業区分	採 択 基 準	負 担 割 合		事業主体
		県	市町村	
(4) 山地災害危険地対策事業	山地災害危険区域内で危険区域の表示及び住民に災害発生の予知ならびに情報の伝達を図り、警戒避難体制を確立するため標識板、雨量計、警報機を設置する。	10/10 1/2以内	— 1/2以上	県 市町村
(5) 災害防止対策緊急事業	人家又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがあり二次災害の防止に資するもの。	10/10 1/2以内	— 1/2以上	県 市町村
(6) 震災対策治山事業	地震動により、人家又は公共施設等に直接被害を与えると認められるもので、国庫補助の対象とならないもの。	10/10 1/2以内	— 1/2以上	県 市町村
(7) 森林土木DX推進実証事業	山間奥地の不感地帯において、通信環境等の整備を行うもので、国庫補助の対象とならないもの。	10/10	—	県
(8) 治山流木対策事業	豪雨等により、溪流内、山腹内に堆積している流木が流出した場合、人家又は公共施設等に直接被害を与えると認められるもので、国庫補助の対象とならないもの。	10/10 1/2以内	— 1/2以上	県 市町村
(9) 治山緊急浚渫対策事業	豪雨等により、治山ダムに異常堆積した土砂を排土するもので、国庫補助の対象とならないもの。	10/10	—	県
(10) 治山施設機能強化・老朽化対策事業	長寿命化計画に基づき、治山施設の機能強化及び老朽化対策を行うもので、国庫補助の対象とならないもの。	10/10	—	県